

平成29年第8回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年6月21日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時	平成29年6月21日 午前10時00分		
閉 会 日 時	平成29年6月21日 午前10時32分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	平良木 宣 行		
	森 脇 直 美		
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	濱 秀 利	
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		指導室長	山 田 敏 一
生涯学習課長		高 橋 俊 彦	
体育振興課長		高 橋 政 一	
管理課長補佐		渡 部 貴 志	
給食センター所長		中 尾 利都子	
海事記念館館長		稲 垣 聡	
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第5号	教育長の報告すべき事項について
6	(議 案)	
	議案第39号	平成29年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について 【原案可決】
	議案第40号	厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決】
7		閉会

平成29年第8回厚岸町教育委員会

平成29年6月21日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、平成29年第8回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、6月21日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日6月21日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成29年5月24日に開会した第7回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもって承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、報告第5号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました報告第5号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。議案書1ページをご覧くださいと思います。厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項であります。内容は、平成29年度厚岸町語学指導等を行う外国青年招致事業により、新たに任用する外国語指導助手についてであります。語学指導等を行う外国青年招致事業については、外国青年を招致し、日本全国の小学校から高等学校で外国語教育の充実を図り、国際交流の進展や国際化の促進をその目的としているものであります。また、この事業は、総務省、外務省及び文部科学省が地方自治体に協力し昭和62年から実施している事業であります。外国語指導助手については、一般財団法人自治体国際化協会から北海道総合政策部国際局国際課を通じて招致者のあっせんを受け、1年間の任用期間で、勤務実績、経験・能力を考慮の上、特に優れていると認められた者については、最長5年まで再任用できることとなっております。厚岸町では、外国語指導助手を平成3年から任用しており、現在まで延べ16名が来町し外国語の指導を行っているところです。現在任用している外国語指導助手は2名ありますが、中学生を担当しているデビット・アーサー・ルーニーは、現在5年目の任用期間中であり、本年7月29日をもって再任用が可能な期間が終了となります。また、小学生を担当しているダニエル・ポール・ティムは、現在3年目の任用期間であります。本人より任用契約を結ばないとの申し入れがあり、本年7月27日をもって契約期間が満了となります。このことから、この度、新たに2名の外国語指導助

手の任用をするものであります。議案書2ページの別紙をご覧願いたいただきたいと思っております。新規招致者2名のプロフィールであります。一人目は、マフムード・クリストファー・ジェームズです。二人目は、バートン・リース・タッカーであります。なお、招致者の担当については、マフムード・クリストファー・ジェームズが東洋大学に1年間留学の経験があることと、提出された書類から日本語の能力が高いと判断して、小学生担当とし、バートン・リース・タッカーを英語教科の担当教諭が配置され日本語能力が高くないでも対応可能な中学生担当と予定しております。以上、簡単な説明でございますが、平成29年度厚岸町語学指導等を行う外国青年招致事業により、新たに任用する外国語指導助手の報告とさせていただきます。

- 教育長 内容は、外国語指導助手の任用についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、報告第5号を終わります。

(はい。の声)

- 教育長 次に、日程第6、議案第39号「平成29年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 体育振興課長 ただいま上程いただきました議案第39号、平成29年度厚岸町一般会計補正予算、教育費の申出について、その提案理由と議案内容についてご説明いたします。議案書

3 ページをご覧ください。来る 6 月 28 日開会予定の第 2 回厚岸町議会定例会にあたり、平成 29 年度一般会計補正予算に関する教育費にかかる部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、町長に申出いたしたく本案を提出するものであります。

次ページの議案第 39 号説明資料 平成 29 年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書により説明いたします。この度の補正予算については、体育振興課関係のみとなっております。歳入ですが、21 款、諸収入、6 項、3 目、3 節、雑入、B&G 海洋センター修繕等助成金、280 万円新規計上です。内容は歳出でご説明いたします。以上で歳入を終わり、歳出でございます。

9 款、教育費、6 項、保健体育費、2 目、社会体育費、15 節、工事請負費、436 万 4 千円の増。B&G 海洋センター整備事業、改修補修工事費であります。B&G 海洋センターのアリーナ及び武道場の照明を LED に更新しようとするものであります。本事業は、第 5 期厚岸町総合計画、第 8 次実施計画に搭載されておりますが、財源として見込んでいた B&G 海洋センター修繕助成金の助成決定が B&G 財団から内示されなかったことから、当初予算には未計上となっておりますが、この度、B&G 財団より歳入で計上してございます 280 万円の助成決定通知がありましたので、今回の補正予算において事業費 436 万 4 千円を計上するものであります。本事業により、海洋センターアリーナの 20 基及び武道場の 12 基の水銀灯が、すべて LED 照明に更新されるものであります。

以上、大変簡単ですが、議案第 39 号平成 29 年度厚岸町一般会計補正予算、教育費の申出についての提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 助成金というのは、算定に何分の一などの率は、あるのでしょうか。

●体育振興課長 B&G財団の評価規定というものがあまして、厚岸町につきましては、特Aという評価をいただいております。特Aという評価をいただきますと、修繕助成金等をもたらう場合、助成率が嵩上げされまして、普通ですと50パーセント位なんですけど、これにつきましては、67パーセント程度の加算した助成率になりますので、それに基づきまして、280万円の助成金が交付されるという内容です。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第40号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第40号「厚岸町語学指

導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書6ページをご覧ください。教育委員会において任用している外国語指導助手、いわゆるALTの勤務条件等については、原則、一般財団法人自治体国際化協会が、一括してALTの募集・選考をしていることから、準則の通知を受け各市町村において就業規則を制定しております。厚岸町においても、その就業等を規定した規則である「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則」を制定しておりますが、一部現状にそぐわない内容があることから、これらを整備するため本案を提出するものであります。改正内容については、別紙の議案第40号説明資料「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。第1条は、見出しを「目的」から「目的等」に改め、現行の第1項の条文において規定されている外国語指導助手の勤務条件に加えて役割を規定し、その目的を明確にし、第2項は、「参加者」を「外国語指導助手」に整理し改めるものです。第2条は、号の全部を改正するものです。第1号の外国語指導助手の定義は第1条において規定したため号を削除し、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、1号では、所属長を明確にし、第4号として、新たに週休日の規定を追加するものです。第2章の章名を「職務」から「任命及び職務」に改め、第3条として「任命」に関する規定、第4条として「身分」に関する規定を追加し、現行の第3条を繰り下げ、第3条の3として枝番を付し、次ページの第1号及び第4号中の字句を平成29年度募集要項に基づくものに改めるものです。第4条から第6条は、実態に合わせ字句を整理し改めるものです。3ページの第7条は、字句の整理と給料から本人が負担する経費を明確にするため、改めるものです。第8条か

ら4ページの第12条までは、字句を整理し改めるものです。5ページ、第13条は、字句の整理と年次有給休暇の取得単位を町職員と同様とし、これを明文化する改正内容となります。第15条「特別休暇」では、第1項で号の全部改正を行い、公務上の及び通勤時の負傷及び疾病による休暇に関する規定の追加、災害時等の休暇に関する規定の追加、さらに、夏季休暇に関する規定を追加し、併せて字句の整理を行い、第2項では、第1項の規定追加に伴う字句の整理を行う内容であります。6ページ、第16条第1項では、第15条第1項の規定の追加に伴う字句の整理等、第17条及び第18条は、字句を整理し改めるものです。7ページ第19条「休暇及び休職の手続」では、見出しの字句の整理、1項から2項は引用号番号改正に伴う整理と字句の整理、第3号では、診断書の提出の基準を職員と同様の基準とするため改めるものです。第20条から第23条は字句の整理のための改正、8ページ、新たに第23条の2としてセクシャルハラスメントの禁止の規定を追加するものであります。第24条から第27条までは、字句を整理し改めるものです。第28条「懲戒処分」では、第1項及び第2項中、字句の整理と町職員の規定に合わせた整理及び条文の中で規定方法を整理し改めるものです。第29条「公務災害補償」では、字句の整理と公務災害補償に関する規定を整理し改めるものです。第30条は字句を整理し改めるものです。議案書11ページにお戻り願います。附則であります。改正後の規則は、公布の日から施行しようとするものであります。以上、議案第40号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則

の一部改正」についてです。これから質疑を行います。

- 濱委員 A L Tは、厚岸町教育委員会や学校以外で配置される可能性は全くないという事なんですよ。

- 管理課長 業務の一環として、生涯学習課の英会話教室での協力という場合もあります。通常の業務としては、基本的には学校に入ります。ただし、民間で仕事をするという可能性は無いと考えております。

- 濱委員 例えば、厚岸町に外国人が観光で沢山きて、行政職員の研修で、外国人を使った外国語研修や民間企業で外国人の対応をする職員の企業研修をA L Tが行うなどの可能性は無いという事ですか。

- 管理課長 大きな枠組みでは、当然配置された目的、国際交流ですとか国際化という部分がありますので、それらの依頼を受けて協力する可能性もあります。全くないとは言いません。通常今までは、そういう事はありませんが、公式に依頼を受ければ、こちらで判断して依頼を受ける場合もあろうかと思えます。

- 濱委員 それは教育委員会所属でも問題ないのですか。

- 管理課長 教育委員会の所属ですので、教育委員会がその業務を認めると言うのもありますし、先ほど言ったように大枠の中では、配置のJ E Tプログラム、語学指導を行う外国青年誘致事業の中にも、学校で外国語を教えたり、各自治体で語学指導に携わるということもありますので、基本的には学校に入るという事ですけど、場合によっては、依頼を受けて教育委員会がそれを認めて、そこに協力するという可能性はあると思います。

●濱委員 例えば、目的に添った形で、厚岸町の違う課の国際交流に携わるために、A L Tを雇う可能性は無いのかなと思う。今までは、厚岸町の帰属で主に教育委員会、学校に配置するとなっていたのが、新しい規則だと教育委員会は所属できない規定になっている。要は他のところに配置できないという規定ですよ。例えば、国際交流のためにまちづくり推進課などに配置する可能性は無いのですか。

●管理課長 例えば、まちづくり推進課などで国際交流員という職種もあると記憶しております。そういう自治体もあると聞いています。国際交流員を町で雇いたいとなれば、別の者が配置になると思う。その場合、おっしゃるような部分の協力などを行うようになると思います。国際交流員とA L Tは別のものです。

●濱委員 はい、わかりました。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。
無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終

了しました。

これもちまして、第8回教育委員会を閉会します。
お疲れ様でした。